

平成 30 年度「中国の特許権侵害紛争における権利保護範囲の解釈と侵害判断」解説書作成
に係る委託先の公募について

平成 30 年 10 月 23 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 本調査企画の目的

近時、中国では、特許(中国語では「専利」)権侵害紛争がますます増加傾向にあり、日本企業・日系中国現地法人が原告又は被告となるケースは今や珍しくなくなった。

しかし、中国の特許権侵害紛争における権利保護範囲の解釈と侵害判断は、日本のものと似ているところもあれば、異なるところも少なくない。

特許の権利保護範囲の解釈や侵害判断のように複雑な問題に対して日本企業が対応していくためには、より具体的に、中国の特許権侵害紛争における権利保護範囲の解釈や侵害判断についてまとめた解説書が必要となるが、現状では皆無となっている。

そこで、今回の報告書は、現時点における中国の特許権侵害紛争における権利保護範囲の解釈と侵害判断についての法令・ガイドライン等の規定や判決例等を体系的に整理した上で分析することにより、現在の中国の特許権侵害紛争で運用されている判断基準を具体的に明らかにし、日本企業・日系中国現地法人の参考に供することを目的とするものである。

2. 調査研究内容

(1) 委託内容

- ①「中国の特許権侵害紛争における権利保護範囲の解釈と侵害判断」解説書を日本語で作成し、当組合知的財産権問題専門委員会において報告を行い、同委員会の審議を受ける。
- ②調査研究結果を報告書に取り纏め、平成 31 年 1 月 31 日に日本機械輸出組合に提出する。

(2) 主な調査項目

I. 解説編

- ①中国の特許権侵害紛争の概要と特徴
- ②特許の権利保護範囲の解釈と侵害判断の基準の内容

II. 参考資料編

- ①「特許法」の日本語訳
- ②「特許法実施細則」の日本語訳
- ③ 最高人民法院による「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」の日本語訳
- ④ 最高人民法院による「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」の日本語訳
- ⑤北京市高級人民法院による「特許侵害判定指南」(2017年改正)の日本語訳

- ⑥国家知的財産権局による「特許権侵害判断及び特許詐称行為認定指南（試行）」の日本語訳
- ⑦国家知的財産権局による「特許権侵害行為認定指南（試行）」の日本語訳
- ⑧その他の法令等の日本語訳

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 270 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 31 年 1 月 31 日まで
- ・ 提出物 : 報告書 1 部、関係資料 1 部 (基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 日本国の弁護士資格を有し、知的財産権訴訟について豊富な経験を有すること
- ・ 中国の標準化法はじめ特許法関連法規に精通するとともに、中国の知的財産訴訟について豊富な経験を有すること
- ・ 中国語翻訳(日中翻訳)の組織体制を有し、中国語(原文)の標準化法はじめ関連法規等の日本語に正確にかつ早急に仕上げ提出できること。
- ・ 申請者自身が中国語に堪能で、中国語でビジネスを行い、法令等の翻訳(日中翻訳)を自ら行うことができること。
- ・ 申請者自身が中国知的財産関係の書籍を多数発行した実績を有すること。
- ・ 中国の駐在経験を有すること
- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。
(調査レポートに係る著作権は日本機械輸出組合に帰属する等)

6. 公募期間

平成 30 年 10 月 23 日～10 月 28 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 30 年 10 月 30 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 江川育美

Eメール: egawa@jmcti.or.jp

TEL: 03-3431-9348

FAX: 03-3436-6455

以上